

所得税法等の一部を改正する法律案参照条文

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（免許）

第三条 保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

2 5 6 省 略

（免許申請手続）

第四条 省 略

2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 省 略

二 事業方法書

三・四 省 略

3・4 省 略

（基金利息の支払等の制限）

第五十五条 基金利息の支払は、貸借対照表上の純資産額から次に掲げる金額の合計額を控除した額を限度として行うことができる。

一 基金の総額

二 損失てん補準備金及び次条の基金償却積立金の額（第五十七条第二項の規定により

取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含む。次項において同じ。

三 その他内閣府令で定める額

2・3 省略

(免許)

第百八十五条 外国保険業者は、第三条第一項の規定にかかわらず、日本に支店等（外国保険業者の日本における支店、従たる事務所その他の事務所又は外国保険業者の委託を受けて当該外国保険業者の日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。）を設けて内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該免許に係る保険業を当該支店等において行うことができる。

2・6 省略

(免許申請手続等)

第百八十七条 省略

2 省略

3 前項に定めるもののほか、第一項の免許申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 省略

二 日本における事業の方法書

三・四 省略

4・5 省略

○国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）

（基金の業務）

第二百二十八条 省 略

2 省 略

3 基金は、信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）
協同組合連合会（全国を地区とし、農業共同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）
第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは共済水産業協同組
合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）又は投資顧問業者（有価証券に
係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に
規定する者をいう。以下同じ。）と、当該基金が支給する年金又は一時金に要する費用
に關して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約（同条第四項に規定する契約
をいう。以下同じ。）を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。

4・5 省 略

（連合会の業務）

第三百三十七条の十五 省 略

2・3 省 略

4 連合会は、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組
合連合会又は投資顧問業者と、当該連合会が支給する年金又は一時金に要する費用に關

して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約を締結するときには、政令の定めるところによらなければならない。

5・6 省 略

○信託業法案（抄）

（定義）

第二条 省 略

2く10 省 略

11 この法律において「信託受益権販売業者」とは、第八十六条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

（免許）

第三条 信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

（登録）

第七条 第三条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の登録を受けた者は、管理型信託業を営むことができる。

2く6 省 略

（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）

第五十二条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の規定により特定大学技術移転事業（同

法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業をいう。以下この条において同じ。）の実施に関する計画についての文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けた者（第三項において「承認事業者」という。）が、内閣総理大臣の登録を受けて、特定大学技術移転事業として行う信託の引受け（以下この条において「特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け」という。）については、第三条の規定は、適用しない。

2・3 省 略

（免許）

第五十三条 第三条の規定にかかわらず、外国信託業者は、当該外国信託業者が国内における信託業の本拠として設ける一の支店（以下「主たる支店」という。）について内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該主たる支店及び当該外国信託業者が国内において設ける他の支店において信託業を営むことができる。

2・9 省 略

（登録）

第五十四条 第三条、第七条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、外国信託業者は、その主たる支店について内閣総理大臣の登録を受けた場合には、当該主たる支店及び当該外国信託業者が国内において設ける他の支店において管理型信託業を営むことができる。

2・10 省 略

（登録）

第六十七条 信託契約代理業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことが

できない。

2 省 略

(登録)

第八十六条 信託受益権販売業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 6 省 略

(適用除外)

第二百五条 省 略

2 信託会社等が前項の規定により信託受益権販売業を営む場合においては、当該信託会社等を信託受益権販売業者とみなして、第五十一条第九項、第九十三条から第九十八条まで、第百条から第百二条まで及び次条第二項の規定並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、第百二条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号又は第四号」と、「当該信託受益権販売業者の第八十六条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて」とあるのは「六月以内の期間を定めて」とする。

3 4 省 略

○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（信託業法案による改正後）（抄）

第四条 省 略

② 省 略

③ 信託業法第一百五條第一項及第二項ノ規定ハ信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託受益権販売業ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律（第十号に掲げる用語にあつては、第四十八条を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 四 省 略

五 防災街区整備事業 密集市街地において特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、この法律で定めるところに従つて行われる建築物及び建築物の敷地の整備並びに防災公共施設その他の公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

六 〇 十五 省 略

第三条 都市計画法第七條第一項の市街化区域内においては、都市計画に、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図るため、次に掲げる事項を明らかにした防災街区の整備の方針（以下「防災街区整備方針」という。）を定めるものとする。

一 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（以下「防災再開発促進地区」という。）及び当該地区の整備又は開発に関する計画の概要

二 省 略

2 省 略

（設立の認可）

第三百三十六条 省 略

2 前項に規定する者は、事業計画の決定に先立って事業組合を設立する必要がある場合においては、同項の規定にかかわらず、五人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて事業組合を設立することができる。

3 5 省 略

（権利変換を希望しない旨の申出等）

第二百三条 施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）の所有者若しくは借地権者又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を所有する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地、借地権又は建築物について第二百二十一条又は第二百二十二条第一項及び第二項の規定による権利の変換を希望せず、それらに代えて金銭の給付を希望し、又は当該建築物を施行地区外に移転すべき旨の申出をすることができる。

一 事業計画が定められた場合 第九十一条第二項各号に定める公告（事業計画の変

更の公告又は事業計画の変更の認可の公告を除く。）

二 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入された場合
当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更の認可の公告

三 個別利用区内の宅地又はその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じ
ない旨の決定があつた場合 当該決定の公告

2 6 7 省 略

（床面積が過小となる防災施設建築物の一部の処理）

第二百十二条 省 略

2 省 略

3 権利変換計画においては、前項の規定により床面積の基準が定められたときは、当該基準に照らし床面積が著しく小である防災施設建築物の一部又はその防災施設建築物の一部について、借家権が与えられることとなる者に対しては、第二百九条並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、防災施設建築物の一部等又は借家権が与えられないように定めることができる。

（権利変換期日における権利の変換）

第二百二十一条 施行地区内の土地は、権利変換期日において、権利変換計画で定めるところに従い、新たに所有者となるべき者に帰属する。この場合において、従前の土地を目的とする所有権以外の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消滅する。

2 権利変換期日において、施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を所有する者の当該建築物は、施行者に帰属し、当該建築物を目的とする所有権以外

の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消滅する。ただし、第九十七條第七項の承認を受けずに新築された建築物及び施行地区外に移転すべき旨の第二百三條第一項の申出があつた建築物については、この限りでない。

第二百二十二条 省 略

2 防災施設建築物の一部は、権利変換計画において、これと併せて与えられることと定められていた地上権の共有持分を有する者が取得する。

3 5 6 省 略

(補償金等)

第二百二十六条 施行者は、施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、防災施設建築物敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は防災施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに対し、その補償として、権利変換期日までに、第二百十三條第一項の規定により算定した相当の価額に基準日から第二十九條第一項の規定による権利変換計画又はその変更に係る公告(以下この条において「権利変換計画公告」という。)の日までの日までの物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額に、当該権利変換計画公告の日から補償金を支払う日までの期間につき権利変換計画で定めるところによる利息を付したものを支払わなければならない。この場合において、その修正率は、国土交通省令で定める方法によつて算定するものとする。

2 収用委員会は、前項の規定による補償を受けるべき者に対し第二百十八條第一項の規

定による裁決をする場合において、その裁決で定められた価額が前項に規定する相当の価額として施行者が支払った額を超えるときは、次に掲げる額の合計額を支払うべき旨の裁決を併せてしなければならない。

一 その差額につき基準日から権利変換計画公告の日までの前項に規定する物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額及び権利変換計画公告の日から権利変換期日までの間の同項に規定する利息

二 前号の額につき権利変換期日後その支払いを完了する日までの日数に應じ年十四・五パーセントの割合による過怠金

3 土地収用法第九十四条第十項から第十二項までの規定は、前項の裁決に関し、第二十八条第三項の規定による訴えの提起がなかった場合について準用する。

(清算)

第二百四十八条 前条第一項の規定により確定した防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額とこれらの権利を取得した者がこれらに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、使用収益権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した防災施設建築敷地の地代の額と第二十二条第一項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。

2 省 略

(指定宅地の権利者以外の権利者等のすべての同意を得た場合の特則)

第二百五十五条 施行者は、権利変換期日に生ずべき権利の変動その他権利変換の内容につき、施行地区内の土地（指定宅地を除く。）又はこれに存する物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者のすべての同意を得たとき（第二百五十七条第一項前段に規定する場合を除く。）は、第二百五条第二項、第三項及び第四項（指定宅地に係る部分を除く。）、第二百七条第一項、第三項及び第四項、第二百八条、第二百九条並びに第二百十一条第一項及び第二項の規定によらないで、権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第二百四十六条の規定は、適用しない。

2 前項の場合における権利変換計画においては、第二百三条第一項又は第三項の申出をした者を除き、施行地区内に宅地（指定宅地を除く。）若しくはその借地権又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を有する者及び当該建築物の借家権者（その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）に對しては、防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利が与えられるように定めなければならない。参加組合員又は特定事業参加者に対しても、同様とする。

3 第一項の場合においては、権利変換計画は、前項前段に規定する者に対して与えられることとなる防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利の価額の合計がそれらの者が有する従前の権利の価額の合計を著しく超えることのないように定めなければならない。

4 第一項の規定により権利変換計画を定めた場合においては、第二百二十一条第一項（指定宅地に係る部分を除く。）及び第二項、第二百二十二条（第四項を除く。）及び第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、権利変換計画で定めるところにより、権利変

換期日において第一項に規定する者について権利の得喪及び変更を生じる。

5 前項の規定による借地権の設定については、地方自治法第二百三十八条の四第一項及び国有財産法第十八条第一項の規定は、適用しない。

6 第一項の場合におけるこの法律の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定宅地の権利者のすべての同意を得た場合の特則）

第二百五十六条 施行者は、権利変換期日に生ずべき権利の変動その他権利変換の内容につき、指定宅地又はこれに存する物件に関し権利を有する者のすべての同意を得たとき（次条第一項前段に規定する場合を除く。）は、第二百五条第四項（指定宅地に係る部分に限る。）第二百十条第三項から第五項まで及び第二百十一条第三項の規定によらないで、権利変換計画を定めることができる。

2 前項の場合においては、権利変換計画は、指定宅地について権利を有する者に対し与えられることとなる個別利用区内の宅地に関する権利の価額の合計がそれらの者が有する従前の権利の価額の合計を著しく超えることのないように定めなければならない。

3 第一項の規定により権利変換計画を定めた場合においては、第二百二十一条第一項（指定宅地に係る部分に限る。）、第二百二十三条及び第二百二十四条第二項の規定にかかわらず、権利変換計画で定めるところにより、権利変換期日において第一項に規定する者について権利の得喪及び変更を生じる。

（施行地区内の権利者等のすべての同意を得た場合の特則）

第二百五十七条 施行者は、権利変換期日に生ずべき権利の変動その他権利変換の内容に

つき、施行地区内の宅地又は物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者のすべての同意を得たときは、第二百五条第二項から第四項まで、第二百七条第一項、第三項及び第四項、第二百八条、第二百九条、第二百十条第三項から第五項まで、第二百十一条、第二百十三条並びに第二百十四条の規定によらないで、権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第二百十六条、第二百四十六条、第二百四十七條、第二百五十二条第一項の規定は、適用しない。

2 第二百五十五条第二項の規定は、前項の場合における権利変換計画について準用する。

3 第一項の規定により権利変換計画を定めた場合においては、第二百十一条、第二百二十二条（第四項を除く。）、第二百十三条及び第二百二十四条の規定にかかわらず、権利変換計画で定めるところにより、権利変換期日において第一項に規定する者について権利の得喪及び変更を生じる。

4 第二百五十五条第五項の規定は、前項の規定による借地権の設定について準用する。

5 第一項の場合におけるこの法律の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（土地の買取請求についての都市計画法の準用）

第二百八十五条 都市計画法第五十二条の四第一項から第三項までの規定は、施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内の土地の当該施行予定者に対する買取請求について準用する。

○証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（証券取引法等の一部を改正する法律

(平成十五年法律第五十四号)による改正後) (抄)

第二条 省 略

② 省 略

③ この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘(これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下同じ。)のうち次に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一 多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合(有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者(以下「適格機関投資家」という。))のみを相手方とする場合を除く。)

二 省 略

④ ⑦ 省 略

⑧ この法律において「証券業」とは、銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関(以下「協同組織金融機関」という。)、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一 有価証券の売買(有価証券先渡取引を除く。以下この項において同じ。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(有価証券の売買にあつては、第七号に掲げるものを除く。)

二 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場

証券先物取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第七号に掲げるものを除く。）

三 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ 取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

ロ 外国有価証券市場（取引所有価証券市場に類似する市場で外国に所在するもの）をいう。以下同じ。）における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引

三の二 有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引（以下「有価証券店頭デリバティブ取引」という。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理（以下「有価証券店頭デリバティブ取引等」という。）

三の三 有価証券等清算取次ぎ

四 有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、第六項各号のいずれかを行うことをいう。）

五 有価証券の売出し

六 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

七 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの

イ 証券取引所に上場されている有価証券について、当該証券取引所が開設する取引

所有価証券市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法

ロ 第七十五条第一項の規定により登録を受けた有価証券について、当該登録を行う

証券業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法

ハ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法

ニ イからハまでに掲げるもののほか、内閣府令で定める方法

⑨ この法律において「証券会社」とは、第二十八条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた株式会社をいう。

⑩ 省 略

⑬ この法律において「証券取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて有価証券市場を開設する証券会員制法人又は株式会社をいう。

⑭ 省 略

⑮ この法律において「有価証券先物取引」とは、有価証券市場において、売買の当事者が有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この項及び第二十二項第一号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつて有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

⑯ 省 略

第六十五条の二 省 略

⑰ 省 略

⑱ 第一項の登録を受けた銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機

関（以下「登録金融機関」という。）は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け（第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。）を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

④ ⑩ 省 略

○外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省 略

二 外国証券会社 次条第一項の登録を受けた外国証券業者をいう。

三 九 省 略

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（定義）

第四条 省 略

2
3
5 省 略

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

7
3
16 省 略

(地域地区)

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区で必要なものを定めるものとする。

一 3
5 省 略

五の二 密集市街地整備法第三十一条第一項の規定による特定防災街区整備地区

六 3
16 省 略

2
3
4 省 略

(土地の買取り)

第五十六条 都道府県知事(前条第四項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者)は、事業予定地内の土地の所有者から、前条第一項本文の規定により建築物の建築が許可されないときはその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつた場合においては、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

2
3
4 省 略

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)(抄)

(業務の範囲)

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一・二 省略

三 次のイからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

イ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者に対し、他の事業者との連携若しくは事業の共同化(以下「連携等」という。)を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金(土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。ハにおいて同じ。)の貸付けを行うこと。

ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ニ 大規模な火災、震災その他の災害により被害を受けた中小企業者を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

四 省略

五 省略

○建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)(抄)

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 九 省 略

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 耐火構造であること。

(2) 次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。

）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けただものに限る。）を有すること。

九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外

壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

十 三十二 省 略

○独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（抄）

附 則

（業務の特例）

第十二条 省 略

2 省 略

3 機構は、旧都市公団法第二十八条第一項第一号の規定による宅地の造成又は同項第二号の規定による土地区画整理事業の施行のためにこの法律の施行前に取得した用地について、第一項第二号の業務（第十一条に規定する業務に該当するもの、造成した宅地の管理及び譲渡に関するもの並びに土地区画整理事業の施行に係るものを除く。）を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

4・5 省略

6 前三項の規定は、第三項の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

○投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）（抄）

（定義）

第二条 省略

2 17 省略

18 この法律において「投資信託委託業者」とは、第六条の認可を受けて投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む者をいう。

19 この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。

20・21 省略

22 この法律において「投資証券」とは、投資口を表示する証券をいう。

23 この法律において「投資主」とは、投資法人の社員をいう。

24 29 省略

○中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十

七号）（抄）

(診断及び指導)

第七条の二 経済産業大臣は、特定中小企業者であつて、その事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものに対して、その投資による資金調達の手当な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。

○中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号

）（抄）

(定義)

第二条 省 略

2 この法律において「中小企業等投資事業有限責任組合」とは、次条第一項の中小企業等投資事業有限責任組合契約によつて成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。

(中小企業等投資事業有限責任組合契約)

第三条 中小企業等投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

- 一 株式会社（中小企業等に限る。次号において同じ。）の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに有限会社（中小企業等に限る。次号において同じ。）又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有
- 二 株式会社の発行する株式、新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。）若しくは新株予約権付社債等（同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有
- 三 前二号の規定により中小企業等投資事業有限責任組合（第六号を除き、以下「組合」という。）がその株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等を保有している株式会社（中小企業等を除く。次号において同じ。）の発行する株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等又は組合がその持分を保有している有限会社（中小企業等を除く。次号において同じ。）の持分の取得及び保有
- 四 中小企業等又は前号の株式会社若しくは有限会社の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）
- 四の二 中小企業等を相手方とする匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。以下同じ。）の出資の持分又は信託の受益権（中小企業等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。）の取得及び保有
- 五 前各号の規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している中小企業等に対して経営又は技術

の指導を行う事業

六 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

イ 外国法人であつて、その発行する株式が証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所及びこれに類似するものであつて外国に所在するものに上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿及びこれに類似するものであつて外国に備えられるものに登録されていないものの発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債等又はこれらに類似するものの取得及び保有

ロ 中小企業等投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資又は投資事業を営む者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資

七 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余裕金の運

用

2
く
4 省 略

○社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）

附 則

（振替外債の特例）

第三十六条 受入終了日までに発行の決定がされた外国又は外国法人の発行する債券に表
 示されるべき権利であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けること
 とする旨を決定したものの（次項において「特例外債」という。）のうち、振替受入簿に
 記載され、又は記録されたものについては、振替外債（第二百二十七条において準用する
 第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。）とみなして、この法律の
 規定（第二章第八節、第五章、第一百三十条から第二百二十六条まで並びに第二百二十七条に
 おいて準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第一百十四条並びに附則
 第一条から第十条まで及び第十九条から前条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則
 を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲
 げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替
 えは、政令で定める。

<p>第五十八条</p>	<p>（これらの規定を第十三条、第一百五十五条、第一百七十条、第一百八条、第二百一条、第二十一条、第二百一十三条、第二百二十五条及び第二百二十七条</p>	<p>若しくは附則第三十六条第二項において準用する附則第十四条第五項（同条第六項</p>
<p>第二百二十七条において準用する第七十条第三項第二号</p>	<p>保有欄</p>	<p>第二百二十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記</p>

<p>第二百二十七条において準用する第七十九条第二項第二</p>		<p>第二百二十七条において準用する第七十八条第一項</p>	
<p>発生、移転又は消滅</p>	<p>より当該</p>	<p>発生、移転又は消滅</p>	<p>の発行総額（</p>
<p>発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を</p>	<p>該より当該口座における当</p>	<p>発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）</p>	<p>載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）</p> <p>について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び</p>

号	第二百二十七条において準用する第八十二条第一項	第四百十五條第二号		振替社債	の規定により	含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	附則第三十六条第一項に規定する特例外債	及び附則第三十六条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により
---	-------------------------	-----------	--	------	--------	-------------------------------------	---------------------	--

○特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和六十一年法律第四十二号）（抄）

（特定都市鉄道整備事業計画の認定）

第三条 鉄道事業者は、特定都市鉄道工事の実施により都市鉄道の輸送力の増強を図ろうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した特定都市鉄道整備事業計画（以下「整備事業計画」という。）を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その認定を受けることができる。

一 省 略

二 整備事業計画の期間

三・四 省略

2 〽 6 省略

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定資産」とは、資産の流動化に係る業務として、特定目的会社が取得した資産又は受託信託会社等が取得した資産をいう。

2 省略

3 この法律において「特定目的会社」とは、次編第二章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。

4 〽 8 省略

9 この法律において「優先出資証券」又は「特定社債券」とは、優先出資につき特定目的会社が第四十六条の規定により発行する出資証券又は特定社債につき特定目的会社が第十三条第一項において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百六条の規定により発行する債券をいう。

10 〽 18 省略

○特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）による改正前）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定資産」とは、次に掲げる資産をいう。

一 不動産（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の宅地又は建物をいう。以下同じ。）

二 指名金銭債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。以下同じ。）

三 前二号に掲げるものを信託する信託の受益権

2 この法律において「特定目的会社」とは、第三章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。

3 6 省 略

7 この法律において、「優先出資証券」又は「特定社債券」とは、優先出資につき特定目的会社が第四十六条の規定により発行する出資証券又は特定社債につき特定目的会社が第一百三十一条において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百六条の規定により発行する債券をいう。

8 10 省 略

○森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

(森林施業計画)

第十一条 森林所有者等は、単独で又は共同して、これを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合する森林につき、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林施業計画を作成し、これを当該森林施業計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2・3 省 略

4 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林施業計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該森林施業計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 第二項第一号に掲げる長期の方針が、森林施業計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。

二 第二項第三号から第六号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準

ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業

の実施に関する基準

三 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。

（森林施業計画の変更）

第十二条 省 略

2 省 略

3 前二項の規定による認定の請求については、前条第三項及び第四項の規定を準用する。
。この場合において、同項中「当該森林施業計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林施業計画の内容」と、「当該森林施業計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み替えるものとする。

（認定の取消し）

第十六条 市町村の長は、次に各号のいずれかに該当する場合には、当該森林施業計画に係る第十一条第四項の認定を取り消すことができる。

- 一 認定森林所有者等が、第十二条第一項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。
- 二 認定森林所有者等が、第十四条の規定に違反していると認められるとき。
- 三 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

（死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等）

第十七条 第十一条から第十三条まで、第十五条若しくは前条の規定又はこれらの規定に基づく農林水産省令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第十一条第一項の

規定による認定の請求をした者又は認定森林所有者等が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合には、その包括承継人に対しても、その効力を有する。

2・3 省 略

(数市町村にわたる事項の処理等)

第十九条 森林施業計画の対象とする森林の所在地が二以上の市町村にわたる場合には、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七条までの規定において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。

一 当該森林施業計画の対象とする森林の全部が一の都道府県の区域内にある場合 当該都道府県知事

二 前号に掲げる場合以外の場合 農林水産大臣

2 農林水産大臣は、前項の規定により同項の事項を処理する場合には、当該森林施業計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事から当該森林の所在地の属する市町村に係る市町村森林整備計画書の写しの送付を受けるものとする。

3 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十一条第四項の規定による認定（第十二条第三項において準用する第十一条第四項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。）又は第十三条の規定による通知をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十一条第四項の規定による認定又は第十六条の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところ

ろにより、関係市町村の長にその旨を通知しなければならない。

○木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（抄）

（森林施業計画の変更の特例）

第十条 省 略

2 前項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求については、森林法第十二条第三項中「前二項」とあるのは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十条第一項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 市町村の長は、認定森林所有者等が第一項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求をせず、又は請求したが当該認定を受けられなかった場合には、当該森林施業計画に係る森林法第十一条第四項の認定を取り消すことができる。

○森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 この法律において「森林の保健機能の増進」とは、次に掲げる事項の一体的な推進により、森林の有する保健機能が向上することをいう。

一 省 略

二 森林の有する保健機能を高度に発揮させるための公衆の利用に供する施設で政令で定めるもの（その設置によつて森林の現に有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないと認められるものに限る。以下「森林保健施設」という。）の整備

○独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）

附 則

（公害健康被害補償予防協会の解散等）

第三条 公害健康被害補償予防協会（以下「協会」という。）は、機構の成立の時に置いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2 12 省 略

（環境事業団の解散等）

第四条 環境事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時に置いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において機構及び日本環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が承継する。

2 15 省 略

（環境事業団法の廃止）

第二十条 環境事業団法は、廃止する。

○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

（金融危機に対応するための措置の必要性の認定）

第二百二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行つてゐる地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（以下この章において「会議」という。）の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章において「認定」という。）を行うことができる。

一 金融機関（次号に掲げる金融機関を除く。）当該金融機関の自己資本の充実のために行う機構による株式等の引受け等（以下この章において「第一号措置」という。）

二・三 省略

2 6 省略

（株式等の引受け等の決定）

第二百五条 省略

2 省略

3 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項の申込みに係る第一号措置を行うべき旨の決定をするものとする。

一 第一項の申込みに係る取得株式等又は取得貸付債権の処分をすることが著しく困難

であると認められる場合でないこと。

二 前項に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、当該金融機関の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

ハ 株主責任の明確化のための方策

4
5
9 省 略

○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）（金融機能の強化のための特別措置に関する法律案による改正後）（抄）

（認定を受けた経営基盤強化計画の変更）

第六条 第三条の認定を受けた経営基盤強化計画を提出した金融機関等（当該経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。）は、当該認定を受けた経営基盤強化計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営基盤強化計画を主務大臣に提出して、その認定を受けなければならない。当該変更後の経営基盤強化計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 省 略

（認定経営基盤強化計画の公表）

第七条 主務大臣は、第三条又は前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る経営基盤強化計画（以下「認定経営基盤強化計画」という。）を公表するものとする。ただし、当該認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等（当該認定経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該金融機関等又はその子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関等又はその子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）（抄）

（認定を受けた経営基盤強化計画の変更）

第七条 第三条の認定を受けた経営基盤強化計画を提出した金融機関等（当該経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。）は、当該認定を受けた経営基盤強化計画を変更しようとするとき（第四項において「金融機関等がその経営基盤強化計画を変更しようとする場合」という。）は、主務省令で定めるところにより、変更後の経営基盤強化計画を主務大臣に提出して、その認定を受けなければならない。当該変更後の経営基盤強化計画を変更しようとするときも、同様とする。

（認定経営基盤強化計画の公表）

第八条 主務大臣は、第三条又は前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る経営基盤強化計画（以下「認定経営基盤強化計画」という。）を公表するものとする。ただし、当該認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等（当該認定経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該金融機関等又はその子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関等又はその子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（抄）

（金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等）

第十七条 主務大臣は、前条第一項から第三項までの規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第十五条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 経営強化計画に記載された前条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

四 経営強化計画を提出した金融機関等（経営強化計画を連名で提出した当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。）が基本計画提出金融機関等であつて、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項又は第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された前条第一項第五号ニに掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化に資するために適切なものであること。

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等を含む。）が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

ハ 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、当該経営強化計画に係る金融組織再編成が基準適合金融機関等を他の当事者とするものであること。

ニ 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないとき（当該経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合に限る。）又は当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等の存続又は金融組織再

編成が当該金融機関等が主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。

ホ 経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でないときは、当該経営強化計画を提出した金融機関等の経営基盤の安定のために必要な措置として政令で定めるものが講じられていること。

ヘ 経営強化計画を提出した金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

ト 経営強化計画を提出した金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等が行うその対象組織再編成子会社である金融機関等が発行する株式等の引受けの額及び当該金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの額の合計額が当該株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け及び劣後特約付金銭消費貸借による貸付けが当該金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

五 経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等であつて、当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項又は第二項の申込みをしなかつたときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画の実施により当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強

化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等であること。

六 経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等でないときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画の実施により当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等であること。

ハ 経営強化計画を提出した金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

ニ 経営強化計画を提出した金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

(1) 当該組織再編成銀行持株会社等がその財産をもって債務を完済することができない金融機関等でないこと。

(2) 当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等が行うその対象組織再編成子会社である金融機関等が発行する株式等の引受けの額及び当該金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの額の合計額が当

該株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け及び劣後特約付金銭消費貸借による貸付けが当該金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

七 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（当該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への轉換の請求が可能とされるものである場合にその轉換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。第十九条第三項において同じ。）又は貸付債権の処分をし、又は利益をもつてするその消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

八 経営強化計画を提出した金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

2 8 省 略

（金融組織再編成に係る経営強化計画の変更）

第十九条 主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等（同条第五項（第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該金融機関等の地位を承継した金融機関等を含む。以下この章において「計画提出金融機関等

「という。」が当該経営強化計画（この項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二條第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下第二十一條までにおいて単に「経営強化計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、変更前の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

2 5 省 略

附 則

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三條 この法律の施行前にされた前條の規定による改正前の金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「旧組織再編成促進特別措置法」という。）第三條又は第七條第一項の規定による認定に係る旧組織再編成促進特別措置法第八條に規定する認定経営基盤強化計画（旧組織再編成促進特別措置法第六條第一項に規定する金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合においてこれらの規定による認定がされた場合に限り。次條及び附則第七條において「旧認定経営基盤強化計画」という。）については、旧組織再編成促進特別措置法第七條から第十一條まで、第三章及び第六十六條の規定は、なおその効力を有する。

2 3 省 略

○独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）（抄）

附 則

（国の有する権利義務の承継等）

第八条 機構の成立の際、第十七条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時にいて機構が承継する。

（センターの解散等）

第十条 センターは、機構の成立の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて機構が承継する。

2 6 省 略

○日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）（抄）

附 則

（事業計画）

第八条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第十一条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を環境大臣に提出しなければならない。

○成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）（抄）

附 則

（設立の登記）

第九条 会社は、商法第百八十八条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

（公団の解散）

第十二条 公団は、会社の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において会社が承継する。

2 5 省 略

○関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（関税定率法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

別表第一 暫定関税率表

別 関 表 税 の 定 番 率 号 法	品 名	税 率
二七—〇・一一	軽質油及びその調製品	

番 号	品 名	税 率
第二七類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに 鉱物性ろう	
注	この類には、次の物品を含まない。	
(a)	化学的に単一の有機化合物（第二七・一一項の純粋なメタン及びプロパンを除く）	
(b)	第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品	
(c)	第三三・〇一項、第三三・〇二項又は第三八・〇五項の混合不飽和炭化水素	
2・3 省 略		
号 注		
1 4 省 略		
備考		
1 省 略		
二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素	
二七・一一・一一	液化したもの	
二七・一一・一一	省 略	省 略
二七・一一・一一	プロパン	無 税
二七・一一・一一	ブタン	無 税
二七・一一・一一	エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン	省 略
二七・一一・一一	一 省 略	省 略

二七一一・一九	二 プロピレン、ブチレン及びブタジエン	無税
	その他のもの	
	一 石油ガス	
	二 省略	
	ガス状のもの	
二七一・二一	省略	
二七一・二九	省略	

○中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

- 一 省略
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための

農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一
号）（抄）

附 則

（存続組合の業務等）

第二十五条 省 略

2・3 省 略

4 特例年金給付は、附則第三十一条から第四十六条までにおいて規定する次に掲げる給
付とする。

- 一 特例退職共済年金
- 二 特例障害共済年金
- 三 特例遺族共済年金
- 四 特例退職年金
- 五 特例減額退職年金
- 六 特例通算退職年金
- 七 特例障害年金
- 八 特例遺族年金
- 九 特例通算遺族年金
- 十 特例老齢農林年金
- 十一 特例障害農林年金

○独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）（抄）

附 則

（国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の廃止）

第十四条 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第百六号）は、廃止する。